

序 文

本報告書は、「日本商標法の未来のための方策検討」研究部会の合計13回に渡る研究の成果をまとめたものである。平成31年3月に立ち上がったこの研究部会であるが、新型コロナ禍に伴う緊急事態宣言等による研究部会の開催延期もあり、当初の予定より3月遅れての終結となった。この間、中央知的財産研究所安立卓司副所長及び同涌井謙一副所長のご尽力もあり、対面による意見交換形式を最後まで原則維持することができた。流行第二波とも呼ばれた時期での開催では、その準備のためのご配慮を頂いた事務局にも合わせて感謝申し上げたい。

さて、本研究部会の「日本商標法の未来のための方策検討」なる研究テーマについては、わが国の現行商標法の下で足りないところがあるとすれば、どのようなところであるのかを広く外国法制度との関係で検討しようとしてみたものである。本来であれば、各方面の関係者にアンケート調査をするなどして、そのニーズを適宜調査するなどの作業が必要であったかもしれないが、ここでは過去の審議会その他で検討課題とされたものを中心にとりあげている。これら以外には、商標登録の移転請求制度や海賊版対策特則なども考えたが、課題の軽重ないしは広狭を考慮し、以下の11のテーマをとりあげることにした。なお、研究部会の冒頭では、青木博文特許庁元商標課長の辛めのご意見をお聞かせ頂けたことに感謝申し上げる。

テーマを検討順に挙げれば、証明商標制度、普通名称化防止措置、権利不要求制度、コンセント制度、選択販売制、不使用の抗弁、名声の接近と稀釈化、悪意の出願、トレードドレス、権利失効問題、公序良俗と表現の自由、である。これらのテーマをご覧になれば、いずれにしてもわが国の商標制度が、業務上の信用の維持を図り、産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益の保護を確保する上で密接な関係を有するものであり、今後の制度改定において本報告書の内容を参考の一端として頂ければ望外の喜びに他ならない。この報告書に記載されている一つひとつの論説はいずれも充実した内容になっており、アカデミアにおいても、実務においても有益なものであることはお約束する次第である。各論説を執筆頂いた内部・外部研究員の方々にお礼を申し上げると共に、本研究部会の検討テーマの確定に際し、ご支援頂いた森智香子前副所長に感謝を申し上げたい。

令和2年8月

日本弁理士会中央知的財産研究所

「日本商標法の未来のための方策検討」研究部会

主任研究員 土肥 一史